

葛卷町農業委員会 第 35 回総会議事録

1 日 時 令和6年5月21(火) 午後1時31分から午後1時53分

2 会 場 葛巻町役場 まき×まきホール

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

4 出席委員

①深 澤 進	②門 場 政 一	③藤 森 康 隆
④上 家 照 男	⑤川 崎 美 由 起	⑥久 保 淳
⑦落 宰 勝	⑧星 野 順 子	⑨外 平 静 子

5 欠席委員

なし

6 議事録署名委員

⑤川崎 美由起 ④久保 淳

7 書記（農業委員会事務局）

大久保 栄作（事務局長） 和 野 美 歌（事務局長補佐）

議 長（深澤会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第35回総会を開会します。本日の出席委員は9名中9名で、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は5番川崎委員、6番久保委員のお2人を指名いたします。また、会議書記は、事務局職員の大久保事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

月 日	内 容	出 席 者
4月24日	町産業振興協議会顔合わせ会（グリーンテージ）	門場職務代理、事務局
4月26日	第1回盛岡地方農業委員会連絡協議会幹事会 （盛岡市役所都南分庁舎）	大久保事務局長
5月1日	農業委員会委員候補者選考委員会（4A会議室）	事務局
5月7日	町産業振興協議会会計監査（4A会議室）	深澤会長
5月11日	第25回町植樹祭（くずまき高原牧場チャレンジハウス）	深澤会長、大久保事務局長
5月13日	夢ミルクの会総会（くずまき高原牧場プラトー）	峠館、寺畑
5月15日	現地確認（町内）	藤森委員、落宰委員、事務局
	市町村農業委員会事務局長会議・研修会 （エスポワールいわて）	大久保事務局長
5月16日	盛岡地方農業委員会連絡協議会監査（盛岡市都南分庁舎）	深澤会長
	第1回盛岡地方地域計画策定・実現推進会議 （盛岡地区合同庁舎）	和野

議 長（深澤会長）

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので以上で日程第3、会務報告を終わります。

次に日程第4、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の3第1項の規定による届出書は4件でございます。

1番は●●地区の●●●●●さんが夫・●●さんが亡くなったことにより田1筆、畑3筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

2番は●●●市の●●●●●さんが母・●●●●●さんが亡くなったことにより畑2筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

3番は●●地区の●●●●●さんが母・●●●●●さんが亡くなったことにより田3筆、畑3筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

4番は●●●地区の●●●●●さんが母・●●●●●さんがなくなったことにより畑1筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。面積等はいずれも記載のとおりです。受理通知書については、5月16日に送付させていただいております。以上でございます。

議長（深澤会長）

この報告は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。

3番（藤森委員）

現地確認の結果を報告します。

1番は、畑2筆、田1筆はデントコーン畑、畑1筆は草地として利用されておりました。

2番は、畑2筆とも野菜畑として利用されておりました。

3番の田3筆は牧草地、畑2筆はデントコーン畑、畑1筆は野菜畑に利用されておりました。

4番の畑1筆は牧草地として利用されておりました。以上です。

議長（深澤会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（深澤会長）

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

次に日程第5、報告第2号、農地法第6条第1項の規定による報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は2ページをご覧ください。1件受理しましたので、ご報告いたします。令和6年5月10日届出のあった●●●●●●●●●●から受理したもので、事業年度は令和5年3月1日から令和6年2月29日までの1年間です。

農地所有適格法人の要件として4つございますが、まず一つ目の法人形態としては有限会社、二つ目の事業要件につきましては、売上高の過半が農業であること。それから三つ目の構成員要件ですが、農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えていること。最後に四つ目の業務執行役員要件ですが、役員の過半が常時従事者であり、そのうちの1人以上が農作業に従事していることが要件になっておりますが、いずれも適合すると認められるものです。以上になります。

議 長（深澤会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。
（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

次に日程第6、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は3ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書を2件受理しましたので、ご報告いたします。

1番と2番は●●●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割●●の畑2筆で、農地中間管理機構である岩手県農業公社を通じて同地区の●●●●●さんが賃貸借していたもので賃貸人の都合により解約するものです。解約成立日は令和6年4月22日となります。以上でございます。

議 長（深澤会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。
（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

次に日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

事務局（和野補佐）

議案書は4ページをご覧ください。今月の3条申請は2件です。

1番は、●●都の●●●●●さん所有の●●第●●地割●●●●の田1筆820㎡を、●●地区の●●●●●さんに所有権移転するものです。申請書は5ページから8ページをご覧ください。調査書は9ページに記載しておりますが、特に問題ないものと思われます。申請地の位置図は10ページとなっております。なお、地区担当の市村推進委員から特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

4ページに戻って2番は、●●●●地区の●●●●●さん所有の●●第●●地割●●●●の畑1筆981㎡を、同地区の●●●●●さんに所有権移転するものです。申請書は11ページから14ページをご覧ください。調査書は15ページに記載しておりますが、特に問題ないものと思われます。申請地の位置図は16ページとなっております。なお、地区担当の●●推進委員から特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。以上でございます。

議 長（深澤会長）

この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番落宰委員にお願いします。

7 番（落宰委員）

現地確認の結果を報告します。1番、2番とも保全管理されており、1番は隣接する住宅を購入

された方が譲受人で、家庭菜園として一体的に活用されることが見込まれ、2番も譲受人が牛舎から比較的近く効率的に活用できることが見込まれ、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。以上です。

議 長 (深澤会長)

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

議 長 (深澤会長)

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (深澤会長)

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 (深澤会長)

挙手全員です。よって議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては原案のとおり決定いたします。

次に日程第8、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 (和野補佐)

17ページをご覧ください。今月の5条申請は1件です。

●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の田1筆605㎡を息子さんである●●さんが個人住宅建築と駐車場等を目的とした、永久転用となります。申請書は18ページから20ページになります。位置図は22ページをご覧ください。現在、●●さんの父母が居住している実家に近く、酪農を営んでいる作業場である牛舎へも近くなることから、総合的に判断し、他の農地への代替性はないものと判断いたしました。また、21ページの調査書に記載のとおり、すべての項目を満たしており、許可相当と思われます。なお、地区担当の辰柳推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

議 長 (深澤会長)

この報告は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。

3 番 (藤森委員)

現地確認の結果を報告します。現地は、住宅と道路、用水路に囲まれており三角地で部分的に傾斜もありますが、面積的には妥当であり実家も近いので適地であると思われました。以上です。

議 長 (深澤会長)

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

議 長（深澤会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（深澤会長）

挙手全員です。よって議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては、許可相当として県知事に意見を提出いたします。

次に日程第9、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は23ページをご覧ください。所有権移転分についてご説明いたします。

●●●●地区の●●●●さんが所有している●●第●●地割●の畑2筆 3,833 m²を岩手県農業公社へ売買するものです。利用目的、売買価格等はお目通しください。以上でございます。

議 長（深澤会長）

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（深澤会長）

挙手全員です。よって議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。

次に日程第10、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は24ページをご覧ください。利用権貸借分についてご説明いたします。

1番は●●地区の●●●●さん所有の田6筆、畑1筆、計7筆 5,152 m²を、同地区の●●●●さんが使用貸借するものです。新規の案件となります。

2番は●●都の亡き●●●●さん相続人代表●●●●さん所有の●●第●●地割●●●の田1筆1,138㎡を、●●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。更新の案件となります。利用目的や期間などについては、それぞれお目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（深澤会長）

以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（深澤会長）

ないようですので、採決に移りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（深澤会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（深澤会長）

挙手全員です。よって議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

次に日程第11、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は25ページからご覧ください。今月は2件の提出がありました。

1番は●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割●●●の畑1筆293㎡です。26ページをご覧ください。農地以外の目的に供されるに至った事由は、昭和50年、亡き父が農地であるという認識がなく住宅を建設し、現在に至っているものです。申請地の位置図につきましては、27ページをご覧ください。今後、農地として使用することはないものと思われれます。なお、地区担当の酒多推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。戻って25ページをお願いします。

2番は●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割●●●の畑1筆322㎡です。28ページをご覧ください。農地以外の目的に供されるに至った事由は、昭和57年に住宅建築のため転用の許可を受けておりましたが、建築はされておらず、またその後盛り土を行ったため農地としては耕作不能となり、現在に至っているものです。申請地の位置図につきましては、29ページをご覧ください。今後、農地として使用することはないものと思われれます。なお、地区担当の柳岡推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。以上でございます。

議長（深澤会長）

この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番落宰委員にお願いします。

7番（落宰委員）

現地確認の結果を報告します。1番は、該当する農地には住宅が建っており、今後、農地として使用することは難しいと思われしました。

2番は、該当する農地は、砂利等で盛り土がされており、今後、農地として使用することは難しいと思われました。以上です。

議 長（深澤会長）

以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（深澤会長）

挙手全員です。よって議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定いたします。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第35回総会を閉会いたします。